

第1回 安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会
議事概要（発言のポイント）

日 時：平成20年3月27日（木）13：30～15：30

場 所：自動車会館 2階小会議室

出席者：委員長 岡田 清

委 員 太田 和博

新津 重幸

川村 雅則

丸山 淳一

神岡 信行

説明員 川野 繁

藤原 廣彦

伊藤 隆

中村 哲

社団法人全国乗用自動車連合会 会 長 富田 昌孝

副会長 三浦 宏喜

事務局 日通総合研究所

（敬称略 順不同）

議 事

- ・安全・安心なサービスは生活者保護の視点。これはタクシー乗務員にとっても重要な論点となる。事業経営者にとっては、これに関しての取り決めに論点を置かないと公平さを欠くことになろう。
- ・タクシー運転者の給与は貧困率に相当する水準が大半であろう。タクシー運転者の給与問題も論点として取り上げる必要がある。
- ・参入基準10台が適正規模かも論点となる。
- ・タクシー業界は付加価値化の方向で解決策を考えていくことも必要であろう。

- ・今のご指摘に対してお応えします。
 - ①特に安全・安心というのは輸送サービスにおいて、絶対的な基本的条件。この研究会の名称としてもその旨の表現を付けさせていただいた。
 - ②2点目は労働者の賃金の貧困率について、非常に大きな問題ととらえている。今回の運賃改定では、労働者の生活地位の改善が目的の一つに加えられてもいる。
 - ③適正な参入基準（規模）については、少なくとも10台が適正かというのは管理の問題等から、大都市部では少ない台数ではないかと思われる。
 - ④付加価値化については非常に難しい問題。タクシーサービスの受け止め方は人によっ

て様々と思える。後ほど色々議論させていただければと思います。

- 日本のタクシー行政は世界で類例のない政策であり、それが現状の問題を生み出しているという基本的認識がある。
 - ①ひとつは、地域交通政策であるにも関わらず、国が直接関与していること。
 - ②自由競争はかなり大きな規模同士の企業間競争が前提となるのであり、タクシー業界に馴染むかは疑問。
 - ③タクシーは即時的サービス業。流しの場合、消費者の合理的な選択が不可。
 - ④一日の間で需要変動が発生。自由化が進むと、収益性の高い時間帯だけに投入し、他の車は寝かせておくことにもなりかねない。これは公共交通として大きな問題。
 - ⑤撤退・参入について、タクシー事業の場合、いくら供給が溢れても客は枯渇せず、道路にタクシーが溢れる。日本の現行規制方式（緩い参入規制、同一地域複数運賃）では、事業者は赤字の参入、増車の優先権がある一方で、利用者は流しの場合は複数運賃の恩恵が得られない。参入が多くなると、稼働率・実車率が低下して、事業者収入が減少、労働賃金が低下、違法なコスト削減をしようとするインセンティブが事業者に働く。
 - ⑥規制緩和は地方によって影響の出方が違う。一元的に白か黒かで論じるということ自体が乱暴。ベストプラクティスを集め、地域地域が競い合っていく姿が重要。
 - ⑦再規制するにしても、しない地域もあることを考えることが必要。市場競争が機能する分野では積極的に導入。

- 地方に完全に料金規制を委ねてしまうと、同じタクシーに乗ってある距離を走ると、地域によって大きく料金が変わるということになり得る。タクシーがどこまで公共交通として、国がどこまで関与するのか、しないのか、考えていかなければいけない。

- 労働法からの規制を強めることによって、それが守れない事業者に撤退していただくということを需給調整に利用できないか。
- 例えば事業規模別に各種の法の違反状況、例えば零細な事業者に特に違反が多いということを示す客観的な資料はないか。

- この研究会の目線に、一番問題になっている環境問題も取り上げたい。環境問題を考えるにあたっては、タクシー業界にも多少の規制は必要、ただ野放しにはできない。

- どの目線をこの研究会で伸ばしていくか、議論するか。この研究会の限られた時間の中でどういう議論をして結論に導いていくか、そこの絞込みを事務局にお願いしたい。

- 規制緩和した前に戻るといふ発想は毛頭ない。ただし、現実に100人のお客に1000台を

出していいかという総量に係る環境上の台数調整が必要と考える。

- ここでの議論は、タクシー市場が安定的に存在して、消費者がいつでも安心して使え、しかも市場の構造自体、環境に対してフレンドリーであるということが重要。その結果として健全な会社が残し、業界が安定しているという意味で、最終的には業界を救うことになるかもしれないが、我々のスタンスとしては消費者・環境・事業者・労働者にとってフェアであるというのが大事。皆から見ても合理的だと思えるような制度は何かを考えなければならない。

以上